

別紙1 利用料金

地域密着型介護老人福祉施設 カラー尼崎 ショートステイ

基本料金

介護保険制度では、要介護認定による介護区分によって施設サービス費が異なります。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る自己負担額	543	673	722	793	870	941	1,012

単位 (円)

各種加算

加算名	円/日	算定要件
①夜勤職員配置加算(Ⅱ)	19	・夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っている場合 ・ユニット型事業所の場合
②サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	195	・介護福祉士が60%以上配置されていること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	13	・介護福祉士が50%以上配置されていること
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	7	・常勤職員が75%以上配置されていること
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	・3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること
③認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	・認知症介護に関する専門的な研修を終了した者を日常生活度Ⅲ以上の対象者が20名に満たない場合は1名以上、20名以上の場合は19人を超えて10人またはその端数を増やごとに1人以上配置
④緊急短期入所受入加算(介護予防を除く)	95	・緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合
⑤若年性認知症利用者受入加算	127	・受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること
⑥送迎加算	195	・利用者の心身の状態、家族等の事情からみて送迎が必要と認められ、利用者宅と当施設との間の送迎を行う場合に片道ごとに算定する
⑧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の8.3%	・加算に相当する額の介護職員の賃金改善を実施すること ・賃金改善は本給、手当、賞与等いずれの項目でも良いが、従来の賃金水準を低下させてはならない。
⑨介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の2.7%	・賃金改善の内容を全ての介護職員に周知すること

※実際の料金は、全体の単位数を合計してから算出

【(1)+(2)の合計×10.55円⇒1割が自己負担】しますので、多少の誤差が発生します。

滞在費・食費

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の滞在費・食費の負担が軽減されます。

				単位 (円)	
対象者		区分	滞在費	食費	
世帯全員が 市町村民税 非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	利用者負担 第1段階	820	300	
	課税年金収入額と合計所得金額が 80万円以下の方	利用者負担 第2段階	820	390	
	利用者負担第2段階以外の方 (課税年金収入が80万円以上2 66万円以下の方)	利用者負担 第3段階	1310	650	
	上記以外の方	利用者負担 第4段階	3300	1995	

※第4段階 食事の内訳【 朝食：546円/日 昼食：714円/日 夕食：735円/日 】

その他の料金

①おやつ代	100 円/日 (税別)
②タオルリース	200 円/日
③衣類リース	800 円/日
④嗜好飲料費	80 円/杯 (税別)
⑤電化製品使用料	35 円/日 (税別)
⑥外注等の対応になる特別なクリーニング	実費
⑦教養娯楽費 (イベント参加費・レクリエーション材料費等)	実費
⑧貴重品管理サービス	50 円/日
⑨理髪・美容	2,300 円/回 (カット) 3,900 円/回 (カラー)
⑩複写物の交付	10 円/枚

★ご家族様のご準備するお手間を省かせていただく為に、ご希望される方には、
無料で手ぶらセットをご用意しております。

(歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、うがい用コップ、入れ歯入れ、入れ歯洗浄剤
T字髭剃り、シェービングジェル、ティッシュペーパー、綿棒、保湿クリーム、クシ)